

頁	正	誤
639	<p><b>[4] 輸出承認の特例</b></p> <p>輸出承認の特例とされるのは、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合である《輸出令第4条第<u>3</u>項》。</p> <p>ただし、輸出令別表第2の37から41まで及び43から45までの項に掲げる貨物（輸出禁制品）は、特例から除外される。</p> <p><b>1. 仮陸揚貨物</b></p> <p>…ただし、輸出令別表第2の1、35及び35の2の項（ダイヤモンド原石、オゾン層破壊物質、特定有害廃棄物等及び廃棄物）の項に掲げる貨物は除外される《輸出令第4条第<u>3</u>項第1号》。</p>	<p>輸出承認の特例とされるのは、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合である《輸出令第4条第<u>2</u>項》。</p> <p>ただし、輸出令別表第2の37から41まで及び43から45までの項に掲げる貨物（輸出禁制品）は、特例から除外される。</p> <p><b>1. 仮陸揚貨物</b></p> <p>…ただし、輸出令別表第2の1、35及び35の2の項（ダイヤモンド原石、オゾン層破壊物質、特定有害廃棄物等及び廃棄物）の項に掲げる貨物は除外される《輸出令第4条第<u>2</u>項第1号》。</p>
639	<p><b>2. 輸出令別表第5に掲げる貨物</b></p> <p>同表に掲げられている主な貨物は、次のとおりである。ただし、…は除外される（輸出令第4条第<u>3</u>項第2号）。</p>	<p>同表に掲げられている主な貨物は、次のとおりである。ただし、…は除外される（輸出令第4条第<u>2</u>項第2号）。</p>
641	<p><b>3. 輸出令別表第2の35の2の項（2）に掲げる貨物</b></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第2項に規定する者が一般廃棄物を輸出しようとする場合（出国者の携帯輸出等）《輸出令第4条第<u>3</u>項第3号》</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第2項に規定する者が一般廃棄物を輸出しようとする場合（出国者の携帯輸出等）《輸出令第4条第<u>2</u>項第3号》</p>
641	<p><b>4. 輸出令別表第6に掲げる貨物</b></p> <p>(省略)</p> <p>ただし、次の場合は除外される《輸出令第4条第<u>3</u>項第4号》</p>	<p>(省略)</p> <p>ただし、次の場合は除外される《輸出令第4条第<u>2</u>項第4号》</p>
642	<p><b>5. 輸出令別表第7に掲げる貨物（少額貨物）</b></p> <p>総価額が3万円から30万円の範囲内において定められている特定の貨物を輸出しようとする場合（北朝鮮を仕向地として輸出する貨物を除く。）《輸出令第4条第<u>4</u>項》</p>	<p>総価額が3万円から30万円の範囲内において定められている特定の貨物を輸出しようとする場合（北朝鮮を仕向地として輸出する貨物を除く。）《輸出令第4条第<u>3</u>項》</p>
642	<p><b>6. 委託加工貿易による指定加工原材料</b></p> <p>総価額が100万円以下の貨物を輸出しようとする場合《輸出令第4条第<u>5</u>項》</p>	<p>総価額が100万円以下の貨物を輸出しようとする場合《輸出令第4条第<u>4</u>項》</p>